

介護職員等特定処遇改善加算の取組について

介護職員等特定処遇改善加算とは

2019年10月の介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定において、介護職員の確保・定着に繋げる目的で、現行の「介護処遇改善加算」に加え、「介護職員等特定処遇改善加算」が新たに創設され、当法人においても算定を行っております。

介護職員等特定処遇改善加算の加算取得要件

1. 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）までを取得していること。
2. 現行加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
3. 現行加算に基づく取組について、ホームページへの掲載を通じた見える化を行っていること。

取得要件に関する具体的な取り組み内容

入職促進に向けた取組

・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い作用の仕組みの構築

資質向上やキャリアアップに向けた支援

・働きながら介護福祉士を目指す者に対する実務者研修講習支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

両立支援・多様な働き方の推進

・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児所の整備

腰痛を含む心身の健康管理

・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施

生産性向上のための業務改善の取組

・タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

やりがい・働き外の醸成

・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善